

USPTO、グリーン・テクノロジー関連出願を対象としたパイロット・プログラムを公表

2009年12月9日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁 (USPTO) は、12月8日付フェデラル・レジスター (官報) において、温室効果ガス削減技術を含むグリーン・テクノロジー関連出願を対象としたパイロット・プログラム (Pilot Program for Green Technologies including Greenhouse Gas Reduction) を公表した (別添参照)。

今般のパイロット・プログラムは、グリーン・テクノロジー関連出願 (環境品質、省エネルギー、再生可能エネルギー資源開発、又は温室効果ガス排出削減に関するもの) を、出願人の申請に応じて「特別扱い (accorded special status)」するものであり、通常は出願の順で審査される場所、順番を繰り上げて直ちに審査官の手元に置かれることを内容とする。申請が認められた出願は審判手続や公開手続においても同様に特別扱いされる。

USPTOでは、環境品質及びエネルギー資源の開発・保全に関する出願については既に早期審査の対象とされ、無料で申請を受け付けているところであるが、今般のパイロット・プログラムは早期審査の場合と比べて、①審査官による審査の過程で、ファースト・アクション後の処理は他の補正案件と同じ扱いを受けること、②適用を受けるための要件が一部緩和されること (例えば、審査支援資料 (Examination Support Document: ESD) の提出不要) が主な相違点となる。また、対象となる出願は官報掲載日 (09年12月8日) より前に出願済みのもの (国内段階移行済みの国際出願を含む。再発行出願・仮出願は不可) で、指定された米国特許分類 (U.S. Patent Classifications: USPC) に分類されるものでなければならない¹。

今般のパイロット・プログラムは12月8日より1年間の予定で直ちに実施されているが、同時に3,000件のシーリングも設定している。また、USPTOは今回の施行結果を受けて、パイロット・プログラムを延長するか否かを決定するとしている。

なお、12月7日付USPTOプレス・リリース²によると、今般のパイロット・プログラムの対外公表に際し、同日ロック商務長官とチュー・エネルギー庁長官による共同記者会見が開催され、デンマークのコペンハーゲンで間もなく開催される国連気候変動会議を意識した上で、グリーン・テクノロジー開発の促進、関連雇用の創出、この分野での米国競

¹ 指定 USPC 及び適用を受けるためのその他の要件等の詳細は、別添官報参照

² <http://www.uspto.gov/news/pr/2009/09.33.jsp>

争力の向上のためにも本施策は重要な役割を担うものであるとの認識が示されたとのこと。

(了)